

# 川崎市

## 環境影響評価制度のあらまし

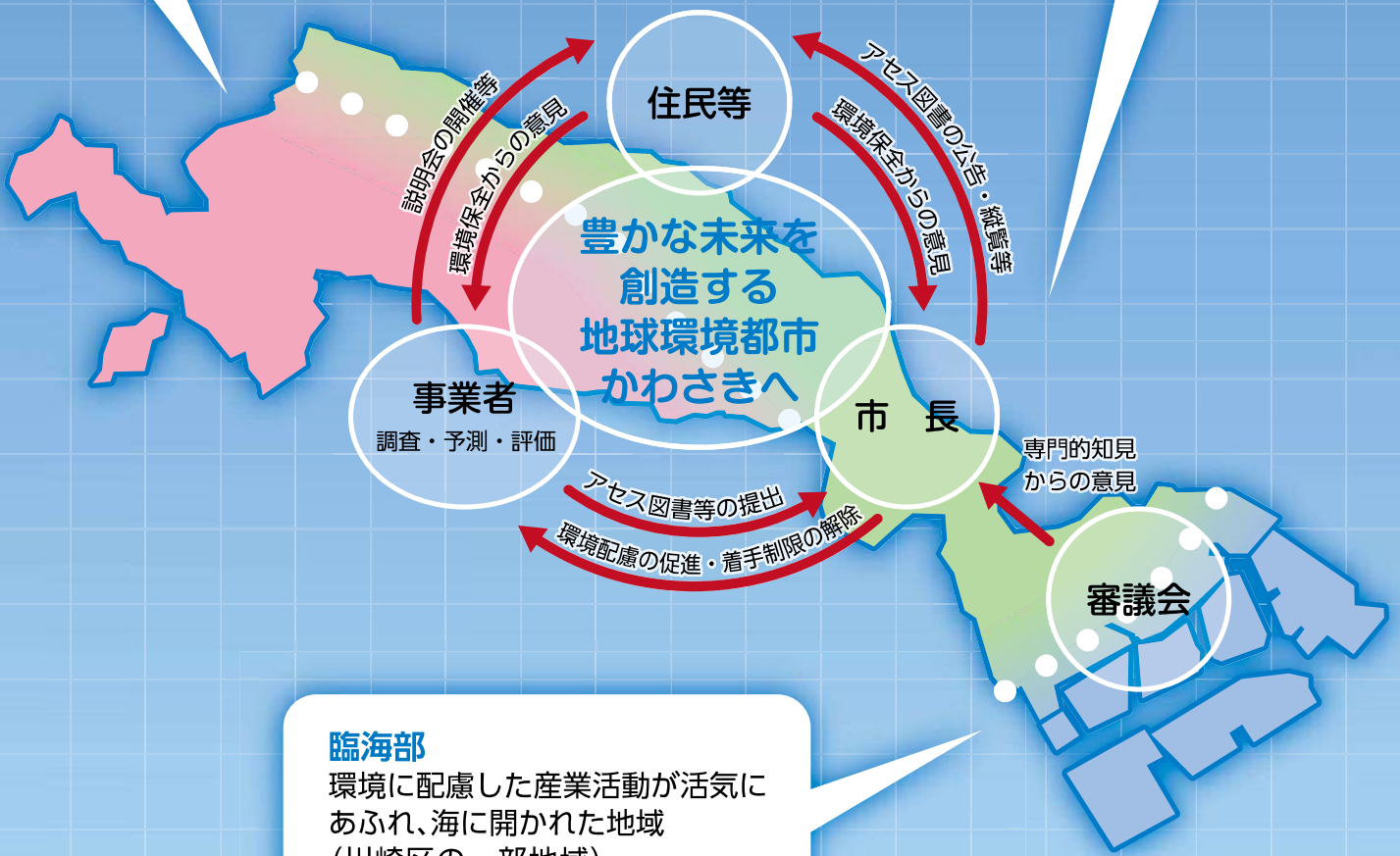
～地域ごとの特徴を活かしながら「めざすべき環境像」の実現を地域から目指します～

### 丘陵部

豊かな緑と水を守り育み、自然とのふれあいを大切にする丘の地域  
(高津区、中原区、宮前区、多摩区、麻生区の全域又は一部地域)

### 平野部

生活と産業が共生し、水や緑と調和した地域  
(川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区の全域又は一部地域)



### 臨海部

環境に配慮した産業活動が活気にあふれ、海に開かれた地域  
(川崎区の一部地域)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

KAWASAKI  
SDGs

川崎市では、昭和51年10月に全国に先駆けて「川崎市環境影響評価に関する条例」を制定し、良好な地域環境の保全と創造に効果をあげてきました。

その後の社会経済状況の変化や平成9年に「環境影響評価法」が公布され環境影響評価に関する統一したルールが示されたことを受けて、平成11年12月に新たな条例を制定し、平成12年12月から施行しています。

このパンフレットは、環境影響評価等の仕組みと流れ、環境影響評価項目、本条例の対象事業、環境影響評価法の対象事業等について記載しています。

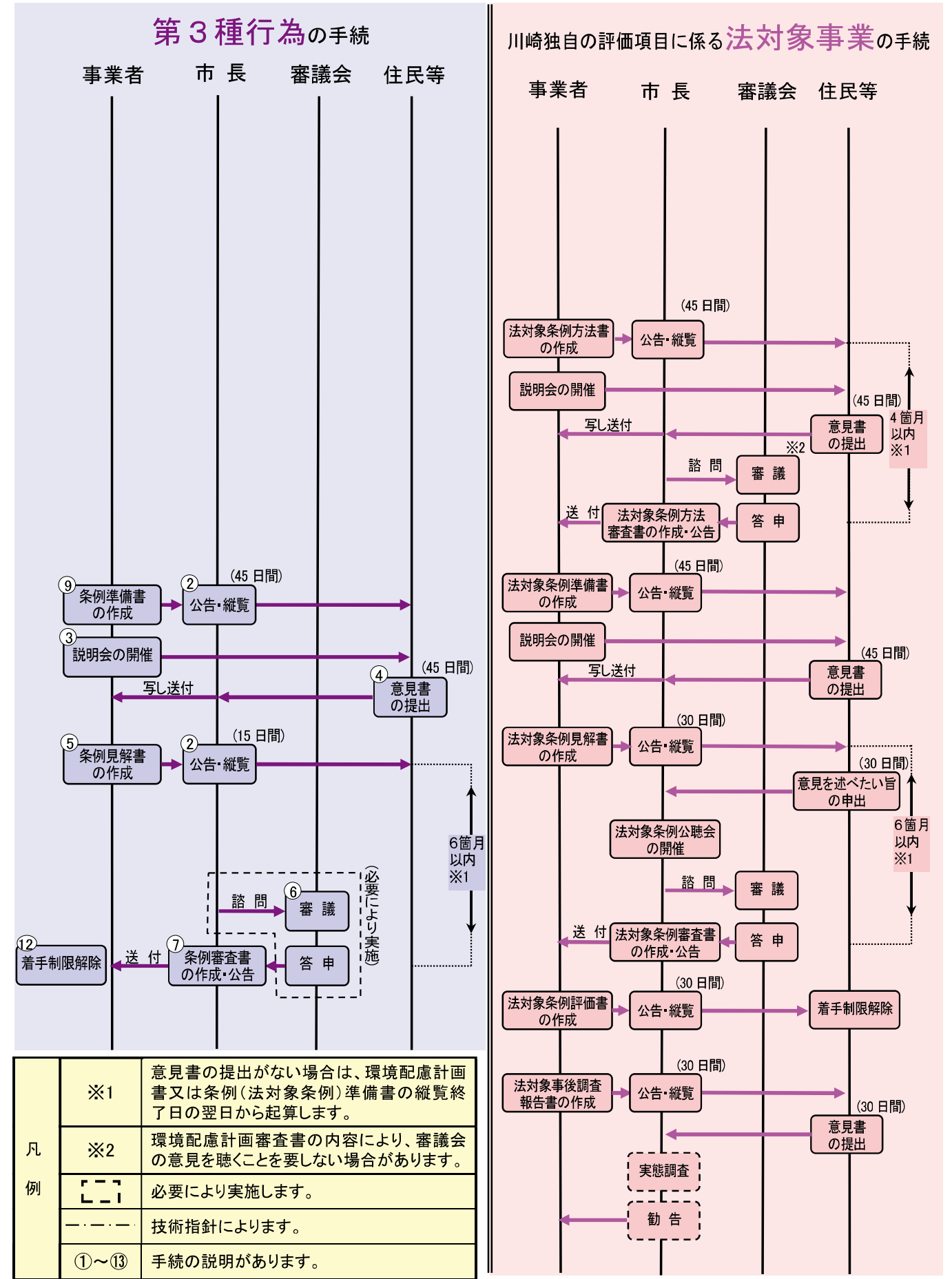
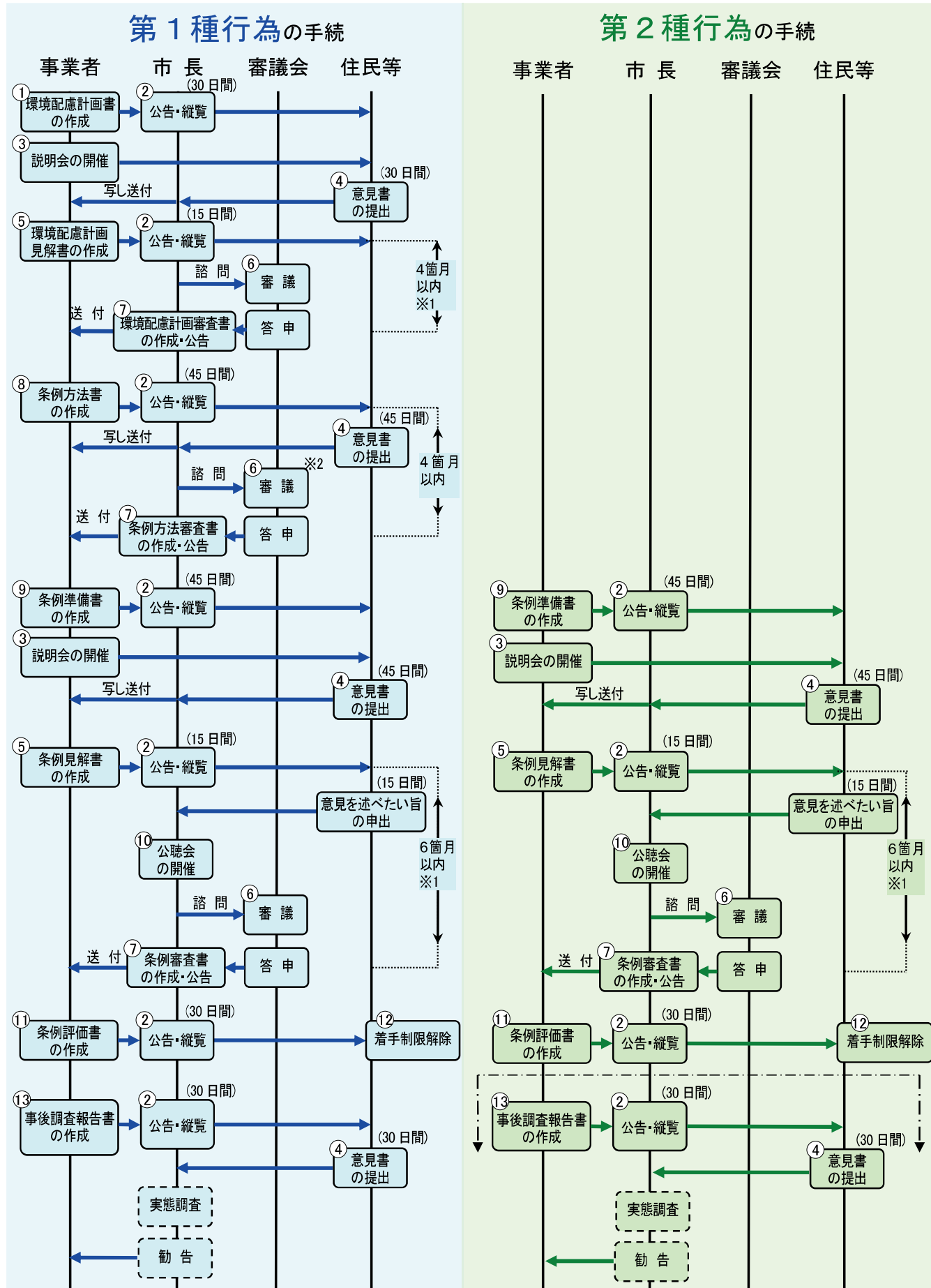
## 【本条例の対象事業】

この表は、条例施行規則別表第1に定める指定開発行為を要約したものです。

No	事業の種類		第1種行為	第2種行為	第3種行為
1	開発行為	区画のみの変更を除く	開発区域面積10ha以上	開発区域面積5ha以上10ha未満又は開発区域面積1ha以上5ha未満、かつ、樹林地の改変4,000㎡以上	開発区域面積1ha以上5ha未満、かつ、樹林地の改変4,000㎡未満
		区画のみの変更			開発区域面積20ha以上（臨港地区は30ha以上）
2	埋立て	公有水面の埋立て	埋立面積15ha以上		
		公有水面の埋立て以外の埋立て	埋立面積10ha以上	埋立面積5ha以上10ha未満又は埋立面積5ha未満、かつ、樹林地の改変4,000㎡以上若しくは盛土の法面の高さ15m超	埋立面積1ha以上5ha未満、かつ、樹林地の改変4,000㎡未満又は盛土の法面の高さ15m以下
3	高層建築物の新設		高さ100m以上、かつ、延べ面積50,000㎡以上	高さ80m以上で、第1種行為に該当しないもの	
4	住宅団地の新設		事業区域面積10ha以上又は建築物の延べ面積が100,000㎡以上	事業区域面積5ha以上10ha未満又は建築物の延べ面積が50,000㎡以上100,000㎡未満	事業区域面積1ha以上5ha未満又は建築物の延べ面積が20,000㎡（住居専用地域等は12,000㎡）以上50,000㎡未満
5	工場又は事業所の新設	製造業、ガス供給熱供給に係る工場又は事業所の新設	敷地面積3ha以上、かつ、建築面積10,000㎡以上又は敷地面積9,000㎡以上若しくは建築面積3,000㎡以上で、排出水量1日当たり1,000m <sup>3</sup> 若しくは燃料使用量1時間当たり4kL以上	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上で、第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上、かつ、工業専用地域のみで行われるもので、第1種行為に該当しないもの
6	電気工作物の新設		出力100,000kW以上	出力50,000kW以上100,000kW未満	
7	廃棄物処理施設の新設		敷地面積9,000㎡以上若しくは建築面積3,000㎡以上のもの又は焼却施設の1日の処理能力が100t以上のもので、廃棄物処理施設の1日の処理能力200t以上	敷地面積9,000㎡以上若しくは建築面積3,000㎡以上のもの又は焼却施設の1日の処理能力が100t以上のもので、廃棄物処理施設の1日の処理能力200t未満	

No	事業の種類		第1種行為	第2種行為	第3種行為
8	浄水施設の新設		敷地面積10ha以上	敷地面積10ha未満	
9	下水道終末処理場の新設		敷地面積10ha以上	敷地面積10ha未満	
10	鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良	鉄道又は軌道の新設	長さ5km以上	長さ1km以上5km未満	長さ1km未満
		線路の改良	長さ5km以上	長さ1km以上5km未満	長さ1km未満
11	道路の新設又は車線の増設	道路整備特別措置法の規定による道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく道路の新設	全て		
		高速自動車国道法第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法の規定による道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく道路若しくは指定道路における車線の増設	長さ1km以上	長さ1km未満	
		インターチェンジ	総延長1km以上	総延長1km未満	
		道路交通法第2条第1項第1号の一般道路の新設で車線数が4以上のもの	長さ5km以上	長さ1km以上5km未満	長さ1km未満
		一般道路の車線の増設で、増設後の車線数が4以上のもの	長さ5km以上	長さ1km以上5km未満	長さ1km未満
12	防波堤の新設		長さ1km以上	長さ1km未満	
13	商業施設の新設	商業施設（主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設）の新設	敷地面積10ha以上又は延べ面積100,000㎡以上（臨港地区は除く）	敷地面積が5ha以上10ha未満又は延べ面積50,000㎡以上100,000㎡未満（臨港地区は延べ面積150,000㎡以上）	敷地面積1ha以上5ha未満又は延べ面積20,000㎡以上50,000㎡未満（臨港地区は延べ面積150,000㎡未満）
14	研究施設の新設	研究施設（科学技術（主として人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験又は検査を行う施設）の新設	敷地面積3ha以上で、住居専用地域等、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域のみにおいて行われるもの	敷地面積3ha以上で、第1種行為に該当しないもの	
15	大規模建築物の新設		延べ面積100,000㎡以上（臨港地区は除く）	延べ面積50,000㎡以上100,000㎡未満（臨港地区は延べ面積150,000㎡以上）	

【指定開発行為等の手続フロー】



## 【環境影響評価等の仕組みと流れ】

環境影響評価制度は、事業者に環境の保全について適正な配慮を促すためのものです。

事業者は、大規模な工事や開発事業などを行うに当たり、自らの事業が周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて事前に調査、予測及び評価します。市は、その結果を公告・縦覧します。

環境の保全の見地からの意見を有する方は、市長に対して意見書を提出することができます。

市長は、環境影響評価審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を踏まえ、事業者に対して市長意見を述べます。(市長意見を記載した書類を以下「審査書」という。)

事業者は、審査書に基づいて必要な措置を講ずるとともに、その後の状況を市に報告します。

手続については、事業の規模に応じて第1種行為から第3種行為までの種類があり、第1種行為であって公共性の高い事業は、より早期の段階で計画の概要や環境保全の考え方を示すため、環境影響評価方法書の作成に先立ち、環境配慮計画書を作成することになります。なお、環境影響評価制度において作成した環境配慮計画書等は、その電磁的記録とともに市長に提出します。

環境影響評価法(以下「法」という。)に係る対象事業のうち、市の独自の環境影響評価項目について予測評価を行う事業については、指定開発行為に準じた手続を定めています。

指定開発行為等の手続の流れは、次のとおりです。

(①～⑩指定開発行為等の手続フロー参照)

### ① 環境配慮計画書の作成(条例第8条)

第1種行為を実施しようとする市、国、他の地方公共団体及び規則で定める者並びに規則で定める事業を実施しようとする者は、より早期の段階で計画に係る複数の計画案を策定し、環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行った結果並びに環境保全の考え方等を記載した環境配慮計画書を作成し、市長に提出します。

なお、上記以外の者でも第1種行為者は、

この手続を行うことを申し出ることができます。

### ② 公告及び縦覧(条例第8条の2、8条の5、11条、19条、22条、27条、35条)

市長は、事業者から環境配慮計画書等の書類を受領したときは、その旨を公告し、縦覧場所及び市ホームページで縦覧期間に合わせて、どなたでも自由に閲覧できるようにします。

### ③ 説明会の開催(条例第8条の3、20条)

事業者は、環境配慮計画書及び条例準備書の縦覧期間内に、環境配慮計画書関係地域又は条例準備書関係地域に在住又は在勤(以下「関係住民」という。)の方を対象に、説明会の開催により、書類の記載事項を周知します。

### ④ 意見書の提出(条例第8条の4、13条、21条、36条)

環境配慮計画書等について、その縦覧期間内に、環境の保全の見地からの意見を有する方は、どなたでも意見書を市長宛提出することができます。市長は、意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付します。

### ⑤ 見解書の作成(条例第8条の5、22条)

事業者は、環境配慮計画書及び条例準備書に係る意見の概要とその意見についての見解を記載した見解書を作成し、市長に提出します。

### ⑥ 環境影響評価審議会(条例第75条)

市長からの諮問を受けて環境配慮計画書等の内容を審議し、その結果を答申します。

### ⑦ 審査書の作成(条例第8条の6、14条、24条)

市長は、審議会の答申や市民意見等を踏まえ、審査書を作成し、公告するとともに事業者に送付します。

### ⑧ 条例方法書の作成(条例第10条)

第1種行為を実施する事業者は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、条例方法書を作成し、市長に提出します。

### ⑨ 条例準備書の作成(条例第18条)

事業者は、環境影響評価を行った結果について、環境の保全の見地からの意見を聴

くための準備として、条例準備書を作成し、市長に提出します。

### ⑩ 公聴会の開催(条例第23条)

第1種行為及び第2種行為に係る関係住民の方は、公聴会において意見を述べたい旨を申し出ることができます。市長は、申出があった場合で、必要があると認めるときに公聴会を開催します。

### ⑪ 条例評価書の作成(条例第26条)

第1種行為者及び第2種行為者は、審査書を踏まえ、条例準備書に検討を加え、条例評価書を作成し、市長に提出します。

### ⑫ 指定開発行為の着手の制限(条例第31条)

第1種行為者及び第2種行為者は、条例評価書の公告、第3種行為者は審査書の公告の日以後でなければ、指定開発行為に着手してはなりません。

### ⑬ 事後調査報告書の作成(条例第34条)

事業者は、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査結果、検証結果、対策を講じた場合はその内容等を記載した事後調査報告書を作成し、市長に提出します。ただし、第3種行為に係る事業については、原則として作成の必要はありません。

### 【その他】

#### 1 手続の併合(条例第40条)

1又は2以上の指定開発行為者が、お互いに密接に関連する2以上の指定開発行為を実施しようとするときは、環境影響評価等に関する手続を併せて行うことができます。

#### 2 指定開発行為及び法対象事業に該当しない事業

##### ア 複合開発事業(条例第72条)

市長は、指定開発行為の事業の種類に該当する2以上の事業が、個別には指定開発行為又は法対象事業のいずれにも該当しないものの、事業の実施区域及び実施時期が近接していること等、それらの事業の実施による複合的な環境影響が総体として指定開発行為と同等以上になるおそれがあるものとして規則で定める条件に該当する場合は、事業者に対し第3種行為に係る手続に準じて環境影響評価等を行うよう、指導す

ることができる旨を定めています。

### イ 自主的な環境影響評価等(条例第74条)

指定開発行為、法対象事業又は複合開発事業のいずれにも該当しない事業を実施する場合、事業者は、条例に準じた環境影響評価等の実施を申し出ることができます。この申出に対し、市は情報の提供等必要な協力を行う旨を定めています。

## 【地域環境管理計画と環境影響評価等技術指針】

### ■ 地域環境管理計画(条例第6条)

川崎市の環境影響評価制度では、環境影響評価を実施するうえでの基本的な指針として、望ましい地域環境像、環境影響評価項目、地域別の環境保全水準等を内容とする地域環境管理計画を定めています。

地域環境管理計画に定める環境影響評価項目は、次のとおりです。

### 【環境影響評価項目】

#### ●脱炭素化を見据えた地球環境保全分野

地球環境(温室効果ガス)

#### ●大気や水などの環境保全及び資源循環分野

大気、水、地盤、土壌汚染、騒音・振動・低周波音、廃棄物等

#### ●自然共生分野

水象、生物、緑、人と自然とのふれあい活動の場、歴史的文化的遺産、景観

#### ●安心・快適な生活環境確保分野

構造物の影響(日照障害、テレビ受信障害、風害)、コミュニティ施設、地域交通、地形・地質、安全

### ■ 環境影響評価等技術指針(条例第7条)

環境影響評価等技術指針は、環境影響の調査、予測及び評価の方法等や環境配慮項目及び配慮の内容並びに事後調査の方法等を定めたもので、事業者は、この技術指針に基づき、環境影響評価、事後調査等を適切に行う必要があります。

川崎市環境影響評価に関する条例、地域環境管理計画、環境影響評価等技術指針については、川崎市環境評価課のホームページに掲載しております。

川崎市 アセス技術指針

検索



右記のQRコードからもアクセス可能です。

## 【環境影響評価法の対象事業】

環境影響評価法の対象事業は、以下の表のとおりです。

法の対象事業については、県知事等への市長意見提出に係る手続のほか、法で定める環境影響評価項目にない市独自の環境影響評価項目について予測評価を行う必要がある場合は、市の条例の手続を実施していただくこととなります。また、法第2種事業を実施しようとする者が、法における配慮書の作成を行わない場合は、市の条例の環境配慮計画書に関する手続を実施していただくこととなります。

事業の種類	規 模 等	
	第 1 種 事 業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第 2 種 事 業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路 高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所 水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所 太陽電池発電所 風力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力4万kW以上 出力1万kW以上	出力2.25万kW～3万kW 出力11.25万kW～15万kW 出力7,500kW～1万kW — 出力3万kW～4万kW 出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha

港湾計画(*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上
----------	--------------------

(\*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工業用地なども含まれる。  
 (\*2) 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。

### 川崎市 環境局 環境対策部 環境評価課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2155、2156(直通)

令和3年7月発行